

# 令和5年度 処遇改善加算金、特定処遇改善加算金および

## 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の配分について

職員の皆様、日々の業務、本当にご苦労様でございます。

処遇改善加算、特定処遇改善加算および福祉・介護職員等ベースアップ支援加算の配分について、お知らせいたします。

### 介護職員処遇改善加算

配分対象者：生活支援員・世話人・職業指導員・就労支援員

配分方法：① 基本給の増額

② 賞与

③ 職務手当：1カ月当たり8,000円を加算

④ 宿直手当：勤務1回につき1,700円を加算

⑤ 夜勤手当：勤務1回につき2,700円を加算

\*①～③については、配分対象者以外の職員および対象外部部署の職員は法人負担で支給する

### 介護職員特定処遇改善加算

以下の条件に従い、3月下旬に一時金として支給する

該当職種：生活支援員・世話人・職業指導員・就労支援員

該当条件：① 令和6年3月31日時点での経験年数を基準とする

② 令和6年4月1日以降も在籍の方

分配方法：上記の条件に該当するものを(A)～(C)のグループに分け、 $A > B$ 、 $B : C = 2 : 1$ 以上の比率で分配する

(A)：当法人での該当職種としての勤務が満5年経過かつ国家資格（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士）のいずれかを保有またはサービス管理責任者を現在行っている者

(B)：(A)以外の該当職種職員

(C)：該当職種以外の職員 \*賃金改善前の年収が440万円を上回る職員は対象外とする

\*出勤率を算出し、出勤率が90%以下の職員については、満額ではなく出勤率で算出する。

\*雇用保険非加入者は支給対象外とする。

### 福祉・介護職員等ベースアップ支援加算

配分対象者：総合支援部門の正職員または所定労働時間が週20時間以上の契約非常勤職員

配分方法：交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額を支給する

### その他

- ・いずれの処遇改善も法定福利費等の事業主負担の増加分が含まれている
- ・処遇改善の対象外部部署：ほっと

令和5年4月1日  
社会福祉法人かずさ萬燈会  
理事長 渡邊元貴